

innoventier

Power for the Business

弁護士法人

イノベントリア

企業法務相談室

第42回

弁護士(日本・ニューヨーク州)

まちの

しず

町野 静

慶応義塾大学法学部、慶応義塾大学法科大学院を経て、2007年に弁護士登録。大手法律事務所での勤務を経て、2016年11月より弁護士法人イノベントリアに勤務。2015年に米国デューク大学ロースクール法学修士(LL.M)取得、2016年にニューヨーク州弁護士登録。2015～2016年にシカゴの法律事務所勤務し、米国内でビジネスをする日系企業へのアドバイスに携わる。主に企業をクライアントとし、知的財産法、国際法務、環境法等の分野におけるアドバイスを行っている。

電子契約の導入について

電子契約を導入するメリット

企業活動において、他社と決め事をする際には、会社の代表社印を捺印した契約書を紙で作成して契約を締結するのが通常です。これに対して、電子契約は、これまで紙で作成し捺印をしていた契約書を電磁的記録で作成し、捺印も電磁的な署名に代えるというものです。紙の契約書を電子契約に変えることで出勤して捺印をするという業務をなくして在宅勤務がしやすくなることのほか、印紙税の削減、紙の契約書の保管が不要になることによるスペース効率の向上等のメリットがあります。

それでは、これまで紙で作成し、捺印をしていた契約書を電子契約に置き換えることにし、何か不利益や注意すべき点があるのでしょうか。この点を正しく理解するためには、まずは、なぜ契約書を作成する必要があるのかを正しく理解する必要があります。

紙の契約書を作成する理由は何か

まず、契約書を作成しなければ契約は成立しないのが問題となりますが、この点につき、民法は「契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない」と定めており、契約は、一部の例外を除き、書面がな

くても成立します。したがって、契約書を作成しない「口約束」であっても契約自体は法的に有効に成立します。

もつとも、実際には口約束だけでビジネスを進めることは少なく、合意した内容を表した契約書を作成している場合がほとんどでしょう。その理由は、契約書に合意内容を記載することでその内容を確認することに加え、万一契約の内容について後日争いが生じた場合に「証拠」として残しておくという意味があります。また、様々な業務のデジタル化が進んだ現代においても紙媒体の契約書を作成することの意味についてはあまり深くは考えられてはいないかもしれませんが、電子媒体と比較して後から内容を改竄される可能性が相対的に低いと考えられていることや、後述する捺印をすることが重要であることが実質的な理由であるといえます。

契約書に「捺印」をする理由は何か

契約書に捺印をする法的な意味は、裁判上、捺印がある契約書には「成立の真正」が推定されることにあります。まず、捺印が契約者本人または代理人の印章によって顕出された事実が確定された場合には、反証のない限り、当該印影は、本人または代理人の意思に基づいて成立したものと推定され²、さらに本人の意思に基づく印影のある書面はその成立の

真正が推定される³というのが民事訴訟法の枠組みです。ここでいう「推定」の強さは事案により異なるものの、民事訴訟では契約書に捺印があることよって、当該契約書について、成立の真正(本人性)の推定を受けられやすくなる効果があるのです。

電子契約の法的な位置づけ

以上のように紙の契約書で契約を締結することの法的な意味としては、①事後的な内容の改竄の防止と②本人性の推定を得られることがありますが、逆にこれらの点を電子契約でも担保することができるのであれば、電子契約で契約を締結することに法的な問題点はないということになります。

電子契約の法的な効果について定めた法律に電子署名及び認証業務に関する法律(以下「電子署名法」といいます。)があります。同法では、「電子署名」であり、かつ、「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができる」となるものが「付された電磁的記録については、成立の真正が推定されと定めています⁴。この意図するところは、上記②に関して、前述の民事訴訟法上の推定を付与することにあります。また、①の事後的な内容の改竄の防止については、ほとんどの電子契約サービスにおいて内容や日付の事後的な改竄ができないような技術的な手段を講じています。

電子契約サービスによる署名は電子署名法における「電子署名」といえるか

現在、多くの会社によって電子契約サービスが出ている状態ですが、こうした電子契約サービスにおいて提供される電子署名は電子署名法二条の電子署名として三条により成立

の真正が推定されるのが、企業にとっては気になる部分と思われます。

この点、民間企業によって提供される電子署名は、電子署名の署名者に着目して二つのタイプに分けられます。一つ目は、「本人署名型」といわれる契約当事者が認証を受けた電子署名を施すタイプ、もう一つは、「事業者署名型(立会人署名型)」と呼ばれる電子署名サービス事業者が電子署名を施すタイプです。

本人署名型は電子署名法上二条の電子署名と認められるケースが多いのに対し、事業者署名型のサービスは使い勝手はよいものの、そこで付された電子署名については、従来、電子署名法上の電子署名には当たらないと解されてきました。署名を施すのがサービス提供会社であるため、電子署名法二条一項一号の「当該情報当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること」という要件を満たさないことがその理由です。しかしながら、二〇二〇年七月七日、政府は事実上解釈を変更し、サービス事業者が電子署名を施した電子文書についても「当該措置を行った者」が電子契約はサービスの利用者であると評価し得るとの見解を示しました⁵。

これによって、事業者署名型のサービスによる電子契約であっても電子署名法上の電子署名として成立の真正の推定が及ぶ可能性ができました。企業にとっては、事業者署名型の電子契約サービスの導入を前向きに考えることができる要素といえるでしょう。

導入する企業の留意点

以上のとおり、電子署名法上の電子署名が施された電子契約は押印のある紙の契約書と

ほぼ同等の証拠力を有すると考えられることから、電子契約も紙の契約書として証拠力に大きな相違はないと考えられるようになってきています。

ただし、電子署名による契約成立の真正について判断した判例はなく、どのような場合に「権限のある本人が電子署名を行った」といえるかには不確実性があることは否めません。また、政府のQ&Aにおいては、「電子署名サービスにおける利用者の本人確認の方法やなりすまし等の防御レベルなどは様々であることから、各サービスの利用に当たっては、当該サービスを利用して締結する契約等の性質や、利用者間で必要とする本人確認レベルに応じて、適切なサービスを選択することが適当と考えられる」との見解が示されています。ひとことで契約といっても相手方(消費者か企業か)やビジネス上の重要度は様々であるため、電子契約の導入に当たっては、重要度に応じて事業者署名型と本人署名型を使い分けたり、場合によっては紙の契約書も残す等、適切なオペレーションを行うことが重要となるでしょう。

1 民法五二五条二項
2 最高裁昭和三十九年五月一二日判決(昭和三九(オ)七一求償債権等請求)

3 民事訴訟法二二八条二項

4 電子署名法二条

5 二〇二〇年七月一七日、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」
<http://www.moj.go.jp/content/001323974.pdf>

6 前掲注5